

平成 30 年度佐倉市決算（普通会計）の概要

各地方公共団体は、毎年度決算状況を 1 枚のカード(決算カード)にまとめて公表しています。この決算状況のまとめは、総務省が行う地方財政状況調査の会計区分である普通会計により算定されます。これは、一般会計及び特別会計の範囲は、地方公共団体によって異なることから、共通の会計区分である普通会計を設けることにより、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするためです。佐倉市では、普通会計の範囲は、一般会計、公共用地取得事業特別会計及び災害共済事業特別会計となっています。

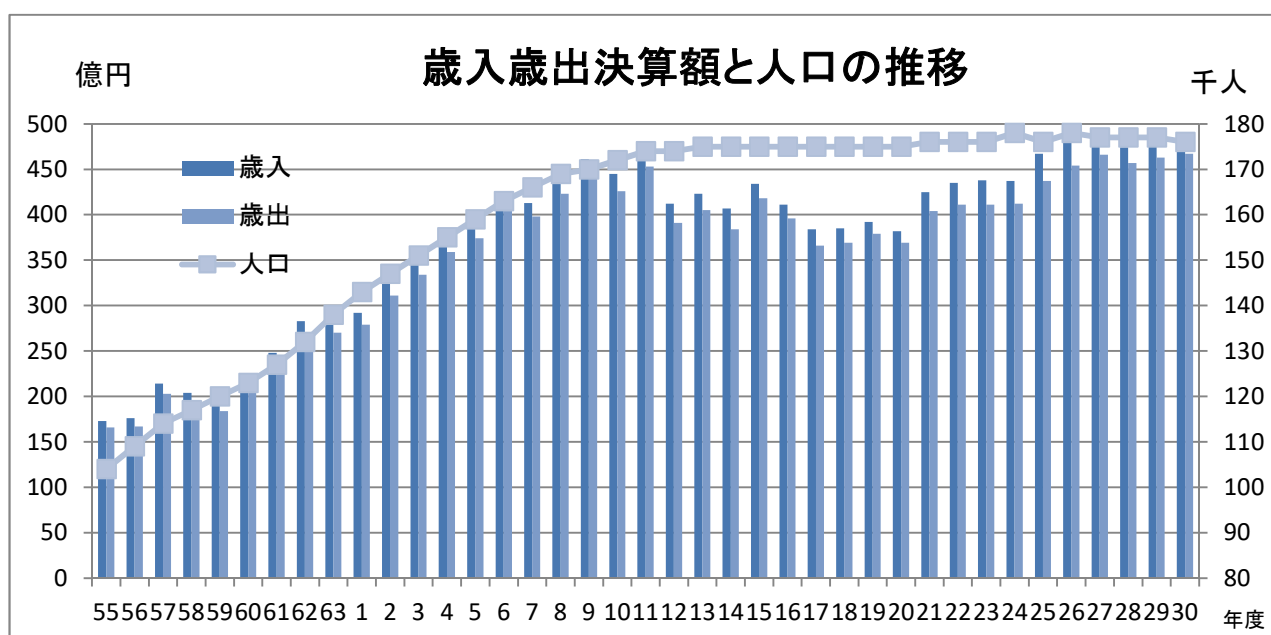
1 決算規模

歳入総額 484 億 7,376 万 8 千円、歳出総額 467 億 2,289 万 7 千円で、前年度比、歳入 0.2%減、歳出 0.9%増となりました。

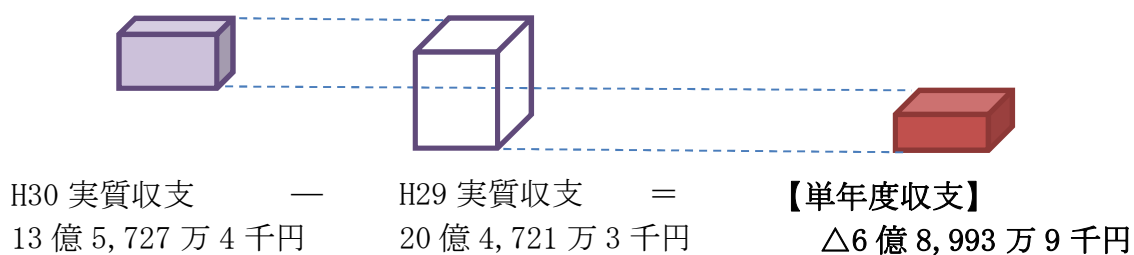
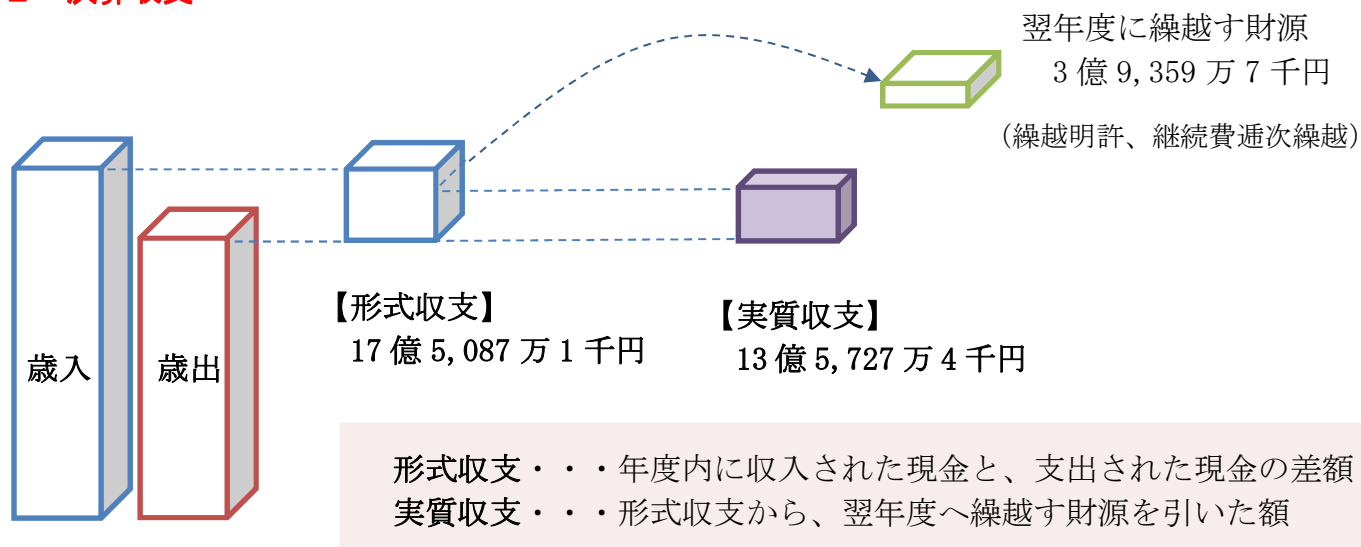
第1表 決算規模

(単位:千円・%)

区 分	歳 入	増減率	歳 出	増減率
平成 19 年度	39,163,040	1.6	37,885,218	2.6
平成 20 年度	38,201,046	△ 2.5	36,943,407	△ 2.5
平成 21 年度	42,536,553	11.3	40,361,889	9.3
平成 22 年度	43,461,884	2.2	41,067,896	1.7
平成 23 年度	43,828,147	0.8	41,122,575	0.1
平成 24 年度	43,671,058	△ 0.4	41,243,522	0.3
平成 25 年度	46,745,355	7.0	43,650,870	5.8
平成 26 年度	48,092,645	2.9	45,431,800	4.1
平成 27 年度	49,011,350	1.9	46,630,303	2.6
平成 28 年度	47,402,088	△ 3.3	45,679,014	△ 2.0
平成 29 年度	48,554,754	2.4	46,298,592	1.4
平成 30 年度	48,473,768	△ 0.2	46,722,897	0.9



2 決算収支



単年度収支・・・当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額で、当該年度における実質収支の増減を示す。単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味する。

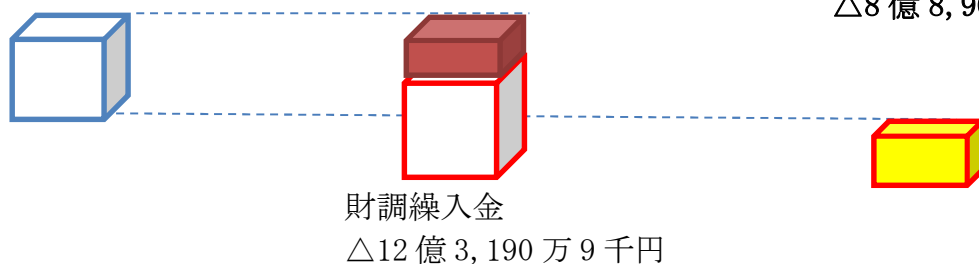
【黒字要素】

財調積立金
 10億3,279万8千円
 ※繰上償還金は該当なし

【赤字要素】

【単年度収支】
 △6億8,993万9千円

【実質単年度収支】
 △8億8,905万円



実質単年度収支・・・単年度収支から、黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還金）や赤字要素（財政調整基金繰入金）を除いたもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。

3 歳入

地方税は、市民税・固定資産税が増収となったことなどにより、地方税総額では前年度比 5 億 2,890 万 8 千円 (2.2%) の増となりました。また、地方交付税は、普通交付税が通常ベースとなったことにより、12 億 8,806 万 7 千円の増額となりました。一方、臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業費補助金や社会資本整備交付金等が減額となったことから、国庫支出金は 5 億 9,285 万 4 千円の減、繰入金についても、財源調整としての財政調整基金繰入金が大幅減になったことから、前年度比 19 億 8,763 万 5 千円の減となりました。

第2表 主な歳入の内訳

(単位:千円・%)

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	30 年度	
				構成比	増減率
地方税	23,928,260	24,220,287	24,749,195	51.1	2.2
国・県各種交付金(地方譲与税含)	3,384,068	3,729,525	3,892,864	8.0	4.4
地方特例交付金	121,390	125,817	138,742	0.3	10.3
地方交付税	2,070,619	575,750	1,863,817	3.8	223.7
一般財源(計)	29,504,337	28,651,379	30,644,618	63.2	7.0
国庫支出金	7,303,121	7,234,992	6,642,138	13.7	△8.2
県支出金	2,978,798	3,190,300	3,200,056	6.6	0.3
分担金・負担金	380,866	414,245	457,331	0.9	10.4
使用料	639,618	699,747	705,747	1.5	0.9
手数料	113,709	111,728	115,954	0.2	3.8
繰入金	1,312,489	3,326,850	1,339,215	2.8	△59.7
地方債	2,233,500	2,375,100	2,434,700	5.0	2.5
うち臨時財政対策債	1,600,000	1,700,000	1,700,000	3.5	0.0
その他	2,935,650	2,550,413	2,934,009	6.1	15.0
歳 入(計)	47,402,088	48,554,754	48,473,768	100.0	△0.2

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

(1) 地方税

住民税(市民税)は、個人市民税が給与所得者の増等により前年度比 2,680 万 6 千円 (0.2%) 増の 112 億 7,231 万 3 千円となり、法人市民税は業績の上向きに伴い、法人税割が増となったことにより、前年度比 1 億 3,226 万 2 千円 (10.4%) 増の 14 億 197 万円となりました。また、固定資産税は、家屋及び償却資産が増となり、前年度比 3 億 3,746 万 2 千円 (3.7%) 増の 93 億 4,756 万 2 千円、都市計画税については、前年度比 3,088 万 2 千円 (1.9%) 増の 16 億 3,580 万 6 千円、軽自動車税は登録台数の増により、1,446 万 1 千円 (6.0%) 増の 2 億 5,586 万 8 千円となりました。

(2) 国・県各種交付金(地方譲与税含)

地方譲与税は、自動車重量譲与税および地方揮発油譲与税の増により、前年度比 444 万円(1.0%)増の 4 億 4,966 万 4 千円となっています。

国・県各種交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、

地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金です。国内消費や市況の影響により、地方消費税交付金が前年度比 2 億 6,208 万 1 千円(9.7%)増の 29 億 5,845 万円となっています。

(3) 地方交付税

地方交付税は、普通交付税が平成 29 年度において算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果、大幅減になっていましたが、平成 30 年度は通常ベースになったことから、前年度比 12 億 8,806 万 7 千円(223.7%)増の 18 億 6,381 万 7 千円となりました。

(4) 国庫支出金

障害者自立支援給付費等負担金や子どものための教育・保育給付費負担金、地方創生拠点整備交付金は増となりましたが、臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業が終了したことや社会資本整備交付金が減少となったことが要因となり、前年度比 5 億 9,285 万 4 千円(8.2%)減の 66 億 4,213 万 8 千円となりました。

(5) 県支出金

施設整備の完了により、認定こども園施設整備交付金は皆減となりましたが、産地パワーアップ事業補助金、観光地魅力アップ整備事業補助金が新規増となったことから、前年度比 975 万 6 千円(0.3%)増の 32 億 5 万 6 千円となっています。

(6) 繰入金

平成 29 年度は普通交付税の錯誤に伴う返還などの財源不足に対応するため、財政調整基金からの繰入れが増加していましたが、平成 30 年度は普通交付税が通常ベースとなったことから繰入額が減少し、前年度比 19 億 8,763 万 5 千円(59.7%)減の 13 億 3,921 万 5 千円となりました。

(7) 地方債

市民の音楽ホール天井改修工事や小学校体育館屋根落下防止工事に係る起債に伴い、前年度比 5,960 万円(2.5%)増の 24 億 3,470 万円を借入れました。

普通交付税の振替として発行される臨時財政対策債は前年度同額の 17 億円で借入を行いました。

(8) その他

その他の内訳は、交通安全対策特別交付金 1,983 万 6 千円、財産収入 5,954 万 5 千円、寄附金 6,241 万 9 千円、平成 29 年度からの繰越金 22 億 5,376 万円、諸収入 5 億 3,844 万 9 千円です。

4 歳 出

経常的経費は、420億6045万4千円で、歳出全体に占める割合は90.0%、前年度比で2.1%の増となりました。投資的経費は、31億6,638万円で、歳出全体に占める割合は6.8%、前年度比19.0%の減となりました。その他経費は、歳出全体に占める割合は3.2%、前年度比26.6%の増となりました。

第3表 主な性質別歳出内訳

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	30年度	
				構成比	増減率
経常的経費	40,463,733	41,207,238	42,060,454	90.0	2.1
義務的経費	23,285,396	23,271,265	23,471,955	50.2	0.9
内 人件費	8,410,923	8,562,182	8,562,092	18.3	0.0
内 扶助費	11,743,088	11,564,864	11,961,445	25.6	3.4
内 公債費	3,131,385	3,144,219	2,948,418	6.3	△6.2
物件費	7,347,839	7,638,033	7,694,500	16.5	0.7
維持補修費	392,264	393,873	497,084	1.1	26.2
補助費等	5,199,113	5,470,464	5,664,068	12.1	3.5
経常的繰出金等	4,239,121	4,433,603	4,732,847	10.1	6.7
投資的経費	3,716,967	3,909,569	3,166,380	6.8	△19.0
普通建設事業費	3,716,967	3,909,569	3,166,380	6.8	△19.0
内 補助	1,328,152	1,547,039	796,870	1.7	△48.5
内 単独	2,388,815	2,362,530	2,369,510	5.1	0.3
その他	1,498,314	1,181,785	1,496,063	3.2	26.6
歳 出(計)	45,679,014	46,298,592	46,722,897	100.0	0.9

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

- (1) 経常的経費のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については234億7,195万5千円で、2億69万円(0.9%)の増となりました。人件費はほぼ横ばい、公債費は29億4,841万8千円で、1億9,580万1千円(6.2%)の減少となった一方、扶助費が障害者介護給付費や児童福祉費などの増により、3億9,658万1千円(3.4%)の増加し、119億6,144万5千円となりました。
- (2) 投資的経費である普通建設事業費は、佐倉草ぶえの丘の施設改修工事や岩名運動公園拡張整備事業の一部完了に伴い、前年度比7億4,318万9千円(19.0%)の減となりました。
- (3) その他経費は、基金への積立金、出資金や貸付金(臨時分)、他会計への繰出金(臨時分)で構成されており、前年度より3億1,427万8千円(26.6%)増となりました。財政調整基金への積立金が4億1,451万円(67.0%)増の10億3,279万8千円となりました。(うち10億2,200万円は地方財政法第7条の規定により、平成29年度実質収支額の2分の1を積立てたものです。)

5 財政状況

国の算出した標準的な行政サービス経費に対して、税収等の標準的な収入が占める割合を示す財政力指数(*1)は 0.92 です。単年度ベースでは 0.927 となり、1 を下回ったため、普通交付税の交付団体となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*2)は、94.1%で、前年度から 4.2 ポイント改善しました。

- (1) 経常収支比率については、分子となる物件費や扶助費、繰出金などの経常的経費が増加した一方、分母となる経常一般財源は、市税や地方消費税交付金の増、そして普通交付税が通常ベースとなり大幅に増加したことから、4.2 ポイント改善しました。

*1 財政力指数は、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去 3 年平均を表したものです。一方、普通交付税はその年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分を交付するものです。(このため、不交付となる場合、単年度ベースの財政力指数は1を超えることになります)

*2 財政構造の柔軟性を示す指標で、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の経常一般財源が人件費、公債費、扶助費等の経常的経費に充当される割合を示すものです。この数値が低いほど臨時的な経費に充てられる財源が多くなり、柔軟性が高いことになります。

第4表 主要財政指標

(単位:%)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
経常収支比率	91.9	90.9	93.7	98.3	94.1
財政力指数	0.903	0.907	0.911	0.915	0.920

6 将来の財政負担

債務負担行為支出予定額は、前年度比 30 億 623 万 9 千円増となりましたが、地方債現在高については前年度比 3 億 1,374 万 9 千円の減となっています。

地方債残高と債務負担行為支出予定額の合計額は、400 億 7,221 万 2 千円で、前年度比 26 億 9,249 万円増となりました。

また、平成 30 年度末積立金現在高は、128 億 5136 万 7 千円で、財政調整基金の取り崩しなどにより、前年度末に比べ 2 億 5,818 万 8 千円減少しました。

第5表 将来の財政負担

(単位:千円・%)

年 度	地方債現在高		債務負担行為		合 計	
		増減率	支出予定額	増減率		増減率
24 年度	31,001,316	△3.3	5,118,088	△19.8	36,119,404	△6.1
25 年度	30,438,170	△1.8	7,488,895	46.3	37,927,065	5.0
26 年度	30,913,347	1.5	6,863,127	△8.4	37,776,474	△0.4
27 年度	31,657,708	2.4	6,542,746	△4.7	38,200,454	1.1
28 年度	31,058,232	△1.9	5,744,894	△12.2	36,803,126	△3.7
29 年度	30,534,883	△1.7	6,844,839	19.1	37,379,722	1.6
30 年度	30,221,134	△1.0	9,851,078	43.9	40,072,212	7.2

第6表 積立金年度末残高

(単位:千円・%)

基金区分	28 年度	29 年度	30 年度	増減率		
				28 年度	29 年度	30 年度
財政調整基金	8,334,920	5,730,031	5,530,920	△2.1	△31.3	△3.5
減債基金	296,657	297,189	297,749	0.2	0.2	0.2
その他特定目的基金	6,812,820	7,082,337	7,022,698	0.3	4.0	△0.8
計	15,444,397	13,109,557	12,851,367	△1.0	△15.1	△2.0

7 財政健全化判断比率等

平成 20 年 4 月 1 日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成 19 年度決算から、財政健全化判断比率と総称される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算出し、監査の意見を付して議会に報告するとともに、数値を公表し、あわせて県知事へ報告することとされました。

また、地方公営企業についても、その経営の健全化を図るため資金不足比率を算出し、健全化判断比率と同様の報告、公表を行うこととされています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)は、財政の健全化に関する比率を算出し、その比率が、早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことを求めています。更に財政状況が悪化し、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定して、財政再生を行うこととなります。比率の算出と公表については平成 19 年度決算から、計画の策定関係については平成 20 年度決算から適用されています。

(単位%)

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 26 年度	—	—	4.1	—
平成 27 年度	—	—	3.5	—
平成 28 年度	—	—	2.6	—
平成 29 年度	—	—	2.5	—
平成 30 年度	—	—	1.9	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、赤字額がないため「—」で表記

- (1) 実質赤字比率(早期健全化基準 11.80%、財政再生基準 20.00%)
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- (2) 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.80%、財政再生基準 30.00%)
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- (3) 実質公債費比率(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する割合で、18%を超えると地方債を起こす場合に県知事の許可が必要となります。
- (4) 将来負担比率(早期健全化基準 350.0%)
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
- (5) 公営企業の資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)
公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、健全化を実施しなければなりません。

区 分	資金不足比率(%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※資金不足額がないため「—」で表記

平成30年度決算における財政健全化判断比率は、4つの指標とも、早期健全化基準を大幅に下回っており、この指標では、財政の健全性は確保されているといえます。

また、公営企業の資金不足比率についても、3つの会計とも資金不足はなく、健全な経営がされています。

8 今後の財政見通し

平成30年度の決算では、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に規定された、実質赤字比率などの4つの指標は、良好な数値を維持しております。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度の98.3%から94.1%と4.2ポイント改善しております。これは、物件費や扶助費などの経常的な支出が増加する一方で、算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果大幅減となっていた普通交付税が平成30年度においては通常ベースに回復し、経常一般財源が大きく増加したことによるものです。

しかし、財政調整基金の取り崩し額が積立額を上回っており、実質単年度収支については、昨年度に引き続き赤字となっております。

このような各種の決算数値から見ますと、財政状況の厳しさが数値として表れており、今後も少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費など経常的支出の増加により財政の硬直化が見込まれること、また、歳入不足を基金の取り崩しで補うなど厳しい財政状況となっていることから、安定した財政運営を行うために、さらなる歳入の確保と歳出の抑制が必要となっております。

今後の財政運営の見通しについて、歳入のうち、5割以上を占める市税は短期的には増加傾向にあるものの、人口構造の変化などから、中・長期的には減少傾向になるものと予測しています。また、地方交付税や財政調整基金についても近年は減少傾向にあり、今後もその傾向は続くものと見込まれます。

次に、歳出については、公債費は計画的な借入により市債残高は減少しておりますが、幼稚園および小中学校の空調設備整備に要する起債を予定していることから一時的に増えることが見込まれます。また、扶助費や繰出金は、福祉・医療・子育て支援など社会保障費の増加に伴い年々増加しており、少子高齢化の影響などから、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

投資的経費は、今後も既存の公共施設の老朽化対策や学校空調の整備、防災対策などの経費の増加が見込まれます。

このような新たな財政需要に対応していくためには、経常経費の抑制や、既存の事業の見直し、政策的事業の選択と集中により、限られた財源を有効に活用するよう努めていく必要があります。その上で、災害への対応や人口減少対策、老朽化したインフラの整備など喫緊の課題に対しましては、重点的に施策を展開しながらも、安定的な自主財源の確保が重要な課題であると考えます。

(令和元年10月 佐倉市企画政策部財政課)